

（耐震改修工事）民間住宅耐震対策支援事業の手続きの流れ

丸亀市

申請者（所有者）

- 建築時期など要件を確認
- 今後の手続等説明
- 耐震改修工事、簡易改修工事においては市内に営業所がある事業者で施工する必要があります。

受理

（審査後）

受理

受理

事前相談・問合せ

実施設計の開始、改修工事費の見積書徴収

補助金の申請
（交付申請）

交付決定

工事請負契約

工事着手

工事完了

完了実績の報告

完了検査

額の確定

補助金の請求

※代理受領（事業者への直接払い）の場合は、事業実施に係る補助金の代理受領の委任状及び同意書（様式第11号）を添付

補助金の支給

※耐震診断未実施の場合

所定の講習を受けた建築士による耐震診断が必要です。

※交付決定の前に契約はしないこと

補助金の申請

申請期限：令和7年12月26日

◆補助金交付申請書（様式1号）に、必要な書類を添付し提出（詳細は次頁参照）

- ①住宅の所有者や建築年を証明できる書類
- ②市税の滞納のない証明
- ③耐震診断報告書（様式第9号）
- ④設計図書（配置図・各階平面図・N値計算書（設置金物）等）
- ⑤見積書の写し
- ⑥所有者の承諾書（所有者以外の者による申請の場合）
- ⑦法第6条及び第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）
- ⑧委任状（設計者等に手続き等の委任をしている場合）
- ⑨市町村民税非課税世帯の場合は、住民票謄本及び世帯全員分の最新の所得課税証明書（非課税）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

完了実績の報告

最終報告期日：令和8年2月27日

◆工事完了後 **20日以内**に完了実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付し提出（詳細は次頁参照）

- ①耐震改修工事等結果報告書（様式第10号）
- ②請負契約書の写し
- ③領収書の写し
- ④施工写真（改修前後が判明できる写真）及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類
- ⑤改修場所や工法が変更した場合は、それらが分かる平面図等
- ⑥法第7条及び第7条の2の規定に基づく検査済証の写し（建築確認を受けた建築物に限る）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

(耐震改修工事等)

交付申請時に必要な添付書類

※本要綱に基づく耐震診断の補助を受けた者は、下記 1、2、3 は省略することができる。

- 1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、下記のいずれかの写し
 - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
 - (2) 住宅の登記事項証明書
 - (3) 土地・家屋名寄台帳（兼）課税台帳（建築年が記載されたもの）
 - (4) その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類
- 2 市税の滞納のない証明
- 3 耐震診断報告書（様式第 9 号）
- 4 既存住宅耐震改修工事に係る設計図書
 - (1) 配置図、各階平面図（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 の表 1 に掲げる事項及び耐震改修を行う部分を明示したもの）
 - (2) 補強計画時の構造評価がわかる計算書（耐震診断技術者が行ったもの）
 - (3) 基本方針別添第二に示す計算を行ったものは、耐震改修工事に係る構造詳細図
 - (4) その他、耐震改修工事等内容が確認できる図書（N 値計算書（設置金物）等）
- 5 耐震改修工事等に係る見積書の写し（耐震改修工事、簡易耐震改修工事は市内に営業所がある事業者に限ります）
- 6 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書
- 7 法第 6 条及び第 6 条の 2 の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）
- 8 設計者等に手続き等の委任をしている場合は、委任状
- 9 市町村民税非課税世帯の場合は、住民票謄本及び世帯全員分の最新の所得課税証明書（非課税）
- 10 その他市長が必要と認める書類

完了実績報告時に必要な添付書類

- 1 耐震改修工事等結果報告書（耐震診断技術者が行ったもの）（様式第 10 号）
- 2 耐震改修工事等（耐震シェルター等設置工事を除く。）に係る請負契約書の写し
- 3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し
- 4 耐震改修工事等の施工写真（改修前後が判明できる写真）及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類
- 5 交付申請時（変更承認を受けた場合は、変更承認申請時）と改修場所や工法が変更した場合は、それらが分かる平面図等
- 6 法第 7 条及び第 7 条の 2 の規定に基づく検査済証の写し（建築確認を受けた建築物に限る）
- 7 その他市長が必要と認める書類